（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第十三条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（部門別収支の整理等） **第二条**　［略］ ［削る］	（部門別収支の整理等） **第二条**　［略］ 2　一般送配電事業を営む事業者は、別表第一6．（9）に規定された他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）に係る基準について、当該事業者の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。 3　第一項の場合において、事業者の実情に応じた基準により、業務ごとに区分して会計を整理することが適当である場合であって、当該事業者が当該基準を、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たときは、当該基準により様式に整理することができる。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。 （証明書） **第三条**　事業者は、様式が別表第一に掲げる基準又は前条第三項の規定により届け出た基準及び同条第二項の規定により届け出た基準に基づいて適正に作成されていることについての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人による証明書を得なければならない。 **第六条**　［略］ 2　沖縄電力は、別表第二6．（8）に規定された他社販売送電料に係る基準について、沖縄電力の実情に応じた基準を定め、あらかじめ、当該基準を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、経済産業大臣は、当該基準を公表しなければならない。 3　第二条第二項及び第三条から前条までの規定は、第一項の規定により様式を整理する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［削る］	［削る］		
［削る］	［削る］		
第二条第二項	前項	［略］	前条第二項
第六条第一項	第六条第三項において読み替えて準用する前条第二項	［略］	第三条
［削る］	［削る］		
第六条第一項及び同条第三項において読み替えて準用する第二条第二項	［削る］		第四条

第二条第二項	別表第一6．（9）	他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）	第六条第一項
第二条第三項	第一項	［略］	第三条
同条第二項	第六条第二項において読み替えて準用する前条第二項	第六条第二項において読み替えて準用する前条第三項	第四条
第二条	別表第二6．（8）	他社販売送電料	第六条第一項並びに同条第二項において読み替えて準用する第二条第二項及び第三項